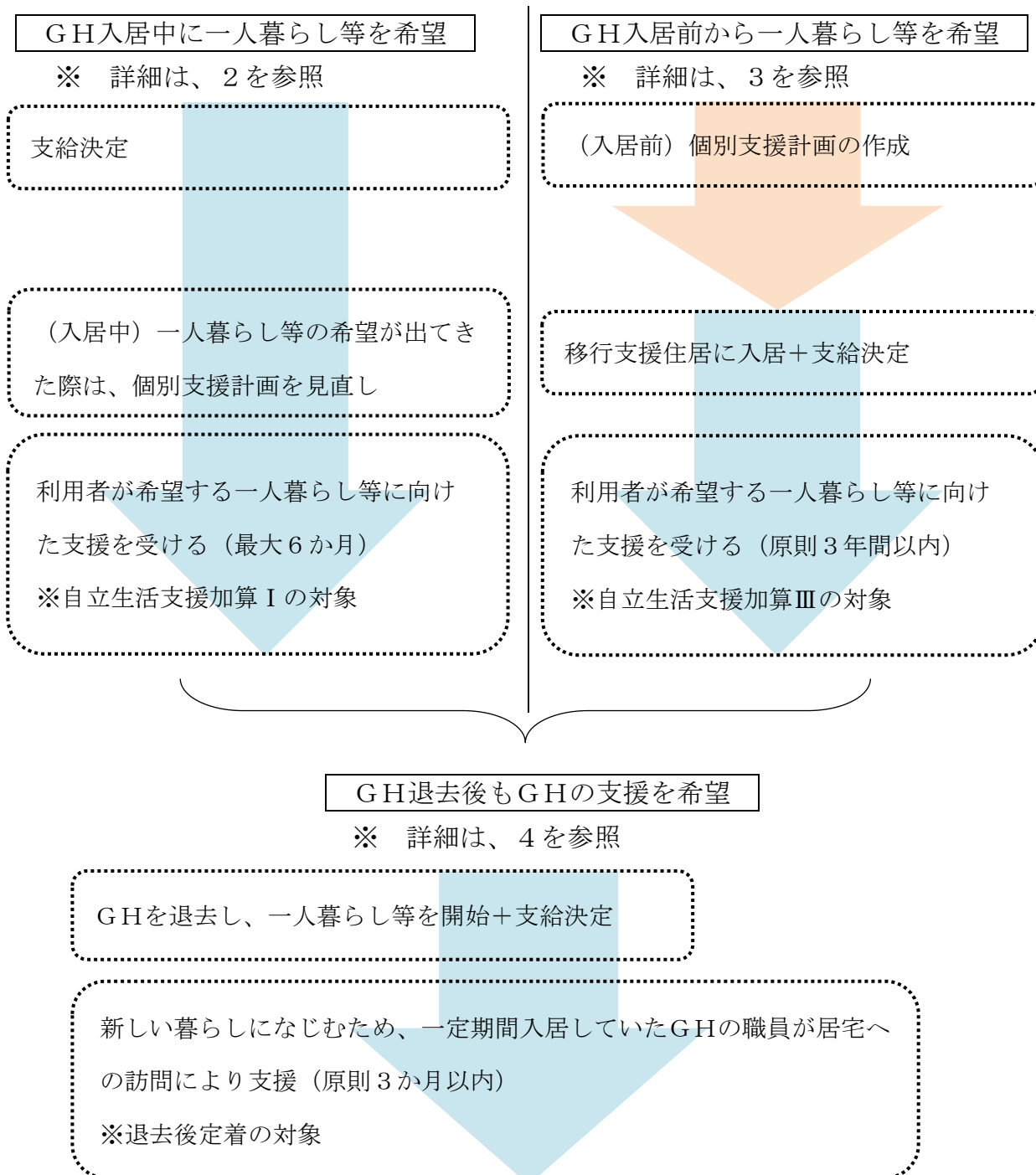


一人暮らし等を希望する利用者に対する共同生活援助の決定について

令和6年4月作成

1 一人暮らし等を希望する利用者に対する共同生活援助の決定について



※ 本取扱いの対象は、介護サービス包括型及び外部サービス利用型のみ

※ 本取扱いに定めのない事項について、区は通常の事務の流れと同様に扱うこと

2 GH入居中に一人暮らし等を希望する利用者の取扱い

- (1) 対象者は、次のいずれも満たす者とする。
- ア. 介護サービス包括型又は外部サービス利用型のGHに入居していること。
 - イ. 利用者が一人暮らし等を希望していること。
 - ウ. 単身等での生活が可能と見込まれる者。
- (2) 希望があった場合の対応

事業所	① 個別支援計画を見直し。 ② 個別支援計画に基づいた希望する生活に向けた支援の実施。 ※報酬告示、留意事項通知等のおり支援を実施した場合は、自立生活支援加算Ⅰの算定ができる。
区役所	特別な対応はなく、支給決定は不要。

- (3) 自立生活支援加算Ⅰの算定可能期間
 変更後の個別支援計画を交付した月から最大6か月（算定しない月を含む）

3 GH入居前から一人暮らし等を希望する利用者の取扱い

- (1) 対象者

札幌市介護給付費等標準支給審査基準におけるGHの対象者要件に加え、次のいずれも満たす者に対し、「共同生活援助」の支給決定を行う。なお、単身での生活の希望や移行支援住居の入居についての意思の表明が十分に確認できない状態の者には決定できない。

- ア 介護サービス包括型又は外部サービス利用型のGHで有する「移行支援住居」に入居する見込みであること。
- イ 利用者が一人暮らし等を希望していること。
- ウ 単身等での生活が可能と見込まれる者。

※「移行支援住居」とは・・・利用者の希望を踏まえた上で、一定期間の支援の実施により、その退去後に一人暮らし等へ移行することを目的とした指定障害福祉サービス基準第二百二十四条第一項第二号に規定する共同生活住居のこと。

(2) 希望があった場合の対応

事業所	① 個別支援計画を作成。 ② 個別支援計画に基づいた希望する生活に向けた支援の実施。 ※体制届を提出した上で報酬告示、留意事項通知等のとおり支援を実施した場合は、自立生活支援加算Ⅲの算定ができる。移行支援住居の利用期間に応じて単価設定があるため、留意すること。
区役所	(1)を満たす場合、通常の支給決定事務の例により、勘案事項調査を行い、必要が認められる場合は「共同生活援助」の支給決定を行う。

(3) 有効期間

3年間以内

(4) 入居から3年を超える利用希望があった場合（更新）

移行支援住居における支援が効果的であると認められる場合に限り、原則として計6年間の利用を認める。取扱いは、以下を参照すること。

事業所	訓練等給付費の支給決定の更新に係る事業者意見書の提出等について（令和元年5月21日付け札障第825号）を参照
区役所	訓練等給付費に係る支給決定の更新の取り扱いについて（令和元年5月21日付け札障第824号）を参照

4 GH退去後もGH職員による支援を希望する場合の取扱い

(1) 対象者

次のいずれも満たす者に対し、「退去後定着」の支給決定を行う。

ア GH入居中に自立生活支援加算Ⅰ又はⅢを算定していること。

イ GHを退去していること又は退去見込みであること。

(2) 希望があった場合の対応

事業所	① 利用者の一人暮らし等への意向にあたって、会議を開催した上で、利用者の意向を反映した個別支援計画を作成。 ② 個別支援計画に基づいて、入居していたGHの職員が、支援を実施。 ※報酬告示、留意事項通知等にあるとおり支援を実施した場合は、退去後共同生活援助サービス費の算定ができる。
-----	--

区 役 所	<p>① (1)を満たす場合、通常の支給決定事務の例により、勘案事項調査を行う。</p> <p>② 勘案事項調査に基づき、以下に示す留意事項について整理し、必要が認められる場合は「退去後定着」の支給決定を行う。</p> <p>【留意事項】</p> <p>○申請にあたっては、一人暮らし等への移行に向けた利用者の移行を反映した個別支援計画の提出を受け、支給の可否を判断すること。</p> <p>○GH退去日を確認し、有効期間がかぶらないようにすること。 (例：5/10に退去日に退去した場合、退去後定着は5/11から)</p>
-------------	---

(3) 有効期間

退去日の属する月から3か月以内 (例：5/10に退去した場合7月末まで)

(4) 退去日の属する月から3か月を超える利用希望があった場合(更新)

利用の継続による効果が具体的に見込まれ、かつ、サービスの利用継続がなければ、日常生活に著しい支障が生じると認められる場合に限り、さらに3か月(退去日の属する月から6か月)の利用を認める。

事業所	訓練等給付費の支給決定の更新に係る事業者意見書の提出等について(令和元年5月21日付け札障第825号)を参照
区役所	訓練等給付費に係る支給決定の更新の取り扱いについて(令和元年5月21日付け札障第824号)」を参照

5 Q & A

Q. 1

【自立生活支援加算 I】 共同生活援助事業所を退去し単身等での生活を行っていた者が、やむを得ない事由(病気等)により単身等での生活を止め、共同生活援助事業所に戻った後、再度単身等での生活を希望する場合、一度当該加算を算定した利用者に対し、再度加算を算定することは可能か。

A. 自立生活支援加算 I については、当該指定共同生活援助事業所において、個別支援計画を見直したことにより一人暮らし等の移行に向けた専門的な

支援を行ったことを評価するものであることから、当該事業所に入居している期間について1回に限り算定することが可能である。ただし、退去した後、再度指定共同生活援助を利用した場合において、当該加算の算定要件を満たした場合には算定可能である。

Q. 2 【自立生活支援加算Ⅰ】「計画の見直しを行った日の属する月から起算して6月以内」に限り、1月に1回を限度として算定できるとあるが、1月あたりの支援回数や内容に要件はあるか。

A. 1月あたりの支援回数や内容を一律に規定しているものではないが、一人暮らし等に向けて6月間で計画的に支援を行う趣旨であることから、個別支援計画に基づき、適切な支援をされたい。

Q. 3 【自立生活支援加算Ⅰ】最終的に退去に至らなかった場合も算定可能か。

A. お見込みのとおり。

Q. 4 【移行支援住居・自立生活支援加算Ⅲ】移行支援住居に自立生活支援加算の対象とならない利用者が入居してもよいか。

A. 移行支援住居については、共同生活住居のうち、入居前から利用者の希望等を確認した上で、一定期間の支援を実施することにより、当該住居の退去後に一人暮らし等へ移行することを目的としたものであり、当該加算の対象とならない利用者が入居することはできず、自立生活支援加算を除く基本報酬等も算定できない。

Q. 5 【移行支援住居・自立生活支援加算Ⅲ】移行支援住居のサービス管理責任者が社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する必要があるか。サービス管理責任者の他に同資格を有する者を配置することによって代替することは可能か。

A. 有資格者のサービス管理責任者を配置する必要がある。このため、サービス管理責任者の他に同資格を有する者の配置により代替することはできない。

Q. 6

【移行支援住居・自立生活支援加算Ⅲ】移行支援住居に配置するサービス管理責任者の兼務は、どの範囲で可能か。

- A. サービス管理責任者（同事業所・別事業所ともに）のみ、兼務不可である。

Q. 7

【移行支援住居・自立生活支援加算Ⅲ】「定員以内であれば、サテライト型住居を含む複数の住居を1つの移行支援住居とすることができる」とあるが、この場合、改めて移行支援住居としての指定を受ける必要があるのか。それとも、サテライト型住居の指定を受けたまま移行支援住居としての支援がされるのか。

- A. サテライト型住居を含む複数の住居について、改めて移行支援住居として登録する届出を行う必要がある。

Q. 8

【移行支援住居・自立生活支援加算Ⅲ】指定共同生活援助に常勤換算で「0.5」配置されたサービス管理責任者が、残りの常勤換算「0.5」分で移行支援住居に入居する利用者に対する支援にサービス管理責任者として従事する場合、算定できるか。

- A. 算定できない。

Q. 9

【移行支援住居・自立生活支援加算Ⅲ】すでに共同生活援助を利用している者が、「移行支援住居」へ転居することはできるか。

- A. GH入居前から一人暮らし等を希望する利用者が対象の住居のため、できない。

Q. 10

【移行支援住居・自立生活支援加算Ⅲ】移行支援住居を体験利用することはできるか。

- A. できない。ただし、有効期間は、体験利用を含めて3年間とする。

Q. 11

【移行支援住居・自立生活支援加算Ⅲ】移行支援住居は、「特定障害者特別給付費（補足給付）」の対象となるか。

- A. 対象となる。

Q. 12 【退去後定着】退去後定着と自立生活援助又は地域定着支援とを併給する場合、同一法人の自立生活援助事業所又は地域定着支援事業所であっても算定可能か。

- A. 算定は可能。ただし、当該利用者に対してサービスを実施する従事者が同一の場合は、算定できない。

Q. 13 【退去後定着】退去後定着による支援は、留意事項通知において「おおむね週1回以上の支援を行う」とされているが、算定自体は月2回以上の訪問等による支援を行った場合に算定可能か。

- A. 月途中から利用を開始する場合やサービス終了に向けて訪問頻度を調整する場合等を考慮し、基本報酬の算定においては月2回以上の訪問等による支援を行うことを要件としているが、事業所側の事情により、安易に訪問頻度を減らすことはあってはならない。

Q. 14 【退去後定着】「特定障害者特別給付費（補足給付）」の対象となるか。

- A. 対象とならない。

Q. 15 【退去後定着】事業所は、変更届や体制届を提出する必要があるか。

- A. 必要ない。